

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	土地の形質の変更の施行方法に係る確認	
根拠法令・条項	土壤汚染対策法第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則第43条第4号 （第50項第3項において準用する場合を含む。）	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壤汚染対策法（抜粋） （要措置区域内における土地の形質の変更の禁止） 第9条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 （略） 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの 三 （略）</p> <p>○土壤汚染対策法施行規則（抜粋） （実施措置の実施の方法） 第40条 （略） 2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。</p> <p>一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。 二～四 （略） （要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外） 第43条 法第9条第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略） 四 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合する旨の確認を受けたもの イ～ハ （略） （土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請） 第46条 第43条第4号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第14による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 （略） 3 第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第43条第4号の確認をするものとする。 （形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為） 第50条 法第12条第1項第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略） 2 第46条の規定は、第1項第3号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまで実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。